

令和2年3月12日

中学卒業生の保護者 各位

古河市教育委員会 学校給食課

新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業による学校給食費の減額（返還）について

保護者の皆様には学校給食事業につきましては日ごろからご協力いただき誠にありがとうございます。
ございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大予防策として臨時休校措置がとられたことにより、
納めていただいた学校給食費を休止相当分減額（返還）することとしました。

大変申し訳ございませんが、古河市の小学校及び中学校全員の給食費の年間精算を行うこ
とになるため、確認作業等のお時間をいただくことをご了承願います。

大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 給食費減額（返金） 児童生徒ごとに給食を休止しました期間に応じた額を減額（返還）
いたします。
中学3年生：1,440円減額（返還）
※ただし、未納者につきましてはこの限りではありません。
2. 減額（返還）方法 減額後、返還金額が生じた場合、保護者の方の学校給食費等の振替
口座への入金を予定しております。
給食費納入のために口座振替をご利用頂いている方は、返金される
までは口座の解約手続きをお待ちいただきますようお願い申し上
げます。
また口座をお持ちでない方につきましては、現金による返還を予定
しております。
3. 返還等の時期 実施時期につきましては未定となります。返還等が可能となった
時点で実施してまいります。

【問合先】

古河市教育委員会 学校給食課

住所：〒306-0205 古河市関戸 1014-1

TEL：0280-98-3555 FAX：0280-98-0613